

# 平成17年10月から 介護保険制度が 一部改正されます

施設での居住費と食費が  
原則、自己負担になります

現在、特別養護老人ホームなどの施設に入所している方の居住費（短期入所サービスでは滞在費）や食費は、介護保険の給付対象となっておりません。一方、在宅で介護サービスを利用している方は自己負担となっております。

そこで、施設入所者と在宅利用者のバランスをとるため、本年10月から原則、居住費と食費は利用者が全額自己負担することになります。

新たに負担する額は

新たに負担する居住費と食費の金額は、施設・事業所ごとに設定されるため、利用する施設・事業所により異なります。

このうち居住費については、個室や大部屋などの形態の違いにより異なる料金設定がされます。

一定要件を満たす方は居住費と食費の負担が軽減されます

施設給付の見直しにより、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、ショートステイの各サービスを利用している方うち、生活保護を受給している方など所得の低い人の負担が重くならないよう、上限額（負担限度額）を設けています。

負担限度額の適用を受けるには  
認定申請が必要です

居住費と食費の負担限度額の適用を受けるには、事前に養父市に申請する必要があります。介護保険負担限度額認定申請書に必要事項を記入のうえ申請してください。

認定された方には、後日、介護保険負担限度額認定証を交付しますので、事業所や施設に事前に提示してからサービスを利用してください。

また、旧措置での入所者（介護保

険制度が施行される前から施設サービスを利用している方）の負担軽減措置を受けていた方も、今回の改正後に負担が増えないように配慮されます。特定負担限度額認定証が申請により交付されますので、事業所や施設に事前に提示してからサービスを利用してください。

高額介護サービスの一部が見直されます

介護保険では、介護サービス利用時に支払う利用者負担分が一定の上

限額を超えたとき、申請により超えた部分が「高額介護サービス」として、後から払い戻されます。

10月以降より、利用者負担上限額の一部が次のとおり変更になります。住民税世帯非課税で現行24,600円が、住民税世帯非課税でそのうち合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の方は、個人ごとに15,000円となります。

▼お問い合わせ／養父市福祉課介護保険係（☎662-3165）

## 平成17年国勢調査 養父市人口当てクイズ

### ◎問題◎

今年10月に行われる国勢調査で、養父市の人口は何人でしょう。（平成17年国勢調査速報による）

ヒント／平成12年国勢調査結果は30,110人でした。

- 賞品／図書券3,000円分（10人）
- 応募資格／養父市内にお住まいの方（市職員を除く）
- 応募方法／官製はがき、またはEメールで、答え、住所、氏名、年齢、電話番号を明記のうえ応募ください。  
※記載のないものは無効となりますので、ご注意ください。  
※応募は1人1回限りとします。
- 応募期限／10月14日（金）
- 応募先／はがき⇒667-8651 養父市八鹿町八鹿1675  
養父市役所国勢調査実施本部「養父市人口当てクイズ」係、  
Eメール= kokuchou@city.yabu.hyogo.jp
- 当選者の決定／平成17年国勢調査の速報結果により、養父市の人口に一致したもの。または、これに近いもの。（抽選の場合あり）結果は広報等でお知らせします。
- お問い合わせ／養父市企画政策課（☎662-7602）